

## ○人権平和センター豊中相談機能強化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立人権平和センター豊中(以下「センター」という。)において実施する相談事業の相談者(以下「相談者」という。)のうち長期的、継続的な支援を必要とする者に対する支援の方策を検討する支援方策検討会(以下「検討会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めることにより、住民の多様なニーズに、福祉、保健及び労働その他の観点から最も適切な方策を検討し、当該住民に対する支援に資することを目的とする。

(組織)

第2条 検討会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、センター館長をもつて充てる。

3 検討会の委員(以下「検討委員」という。)は、別表に掲げる機関及び団体を代表する者並びに民生児童委員その他の地域関係者等をもつて充てる。

(委員長)

第3条 委員長は、検討会の事務を総理する。

(所掌事務)

第4条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 1) 相談者のうち、長期的、継続的な支援が必要な相談者について、多角的な観点での支援の方策(以下「支援方策」という。)を検討すること
- 2) 前号の支援方策を必要に応じて見直すこと

(検討会)

第5条 検討会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(ケース検討部会)

第6条 検討会に、所掌事務を検討及び調整させるため、ケース検討部会を置く。

2 ケース検討部会の委員は、検討委員が推薦する者をもつて充てる。

3 ケース検討部会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 ケース検討部会の会議の出席者は、委員のうちから委員長が必要に応じて定める。

(関係者の出席等)

第7条 検討会及びケース検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(支援方策の実施)

第8条 センターその他の検討会に参加している機関及び団体は、第4条の支援方策に基づいて支援活動を行うよう努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 検討委員、ケース検討部会の委員並びに検討会及びケース検討部会の出席者は、当該検討会又はケース検討部会を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 検討会の庶務は、センターにおいて処理する。

2 事務局は、検討部会における検討内容及び検討会が決定した支援方策に関する記録の整備を行うとともに、活動実績報告を行うこととする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月3日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表 検討会を構成する機関及び団体

人権平和センター豊中
教育に関する行政機関
福祉に関する行政機関
保健・医療に関する行政機関
就労支援に関する行政機関
豊中地域人権協議会及び校区社会福祉協議会その他の地域関係団体
その他、センター館長が必要と認める機関等